

事故発生防止のための指針

(令和4年4月 改訂)

社会福祉法人 桜和会

特別養護老人ホーム 大栗の里

事故発生防止のための指針

(総則)

第1条 特別養護老人ホーム大栗の里（以下「施設」という）は、利用者が利用する施設・設備並びに日常の業務（施設内診療行為等含む）等に関する事故を防止し、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供する体制を確立し、利用者の安全確保を図る。

第2条 安全かつ、質の高い介護・医療を提供する体制を確立し、利用者の安全確保を図るため、施設に「安全委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

①目的

施設内での事故を未然に防止するとともに、起こった事故に対し、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供できることを目的とし、安全管理体制を施設全体で取り組む。

②委員の構成

委員は、次に掲げる者で構成する。

- (ア) 生活相談員
- (イ) 看護職員
- (ウ) 介護職員
- (エ) 介護支援専門員
- (オ) 事務職員
- (カ) その他施設長が必要と認める者（施設内専門職・施設外専門家など）

③委員長の指名

施設長は、上記（ア）から（カ）の中から委員長を指名する。

④委員会の開催

- ・ 委員会は委員長が召集し、議論すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。
- ・ 委員会は、毎月1回定例開催とするが、緊急の場合は必要に応じてその都度開催する。
- ・ 委員長は、必要と認める時は、参考人として関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事故発生防止のための職員研修)

第3条 委員会は、職員に対し年2回「事故発生防止のための研修」を実施するほか、新規採用者がある場合は、その都度「事故発生防止のための研修」を実施する。

(事故等発生時の対応に関する基本方針)

第4条 事故等発生時には、別に定める「事故発生防止マニュアル」に基づき適切に対処する。

(利用者等に対する指針の閲覧について)

第5条 本指針は、介護職員室、医務室、事務所に常備し、利用者等から閲覧の求めあった場合は、閲覧できるものとする。

(委員会の任務)

第6条 委員会は、管理者の命を受け、所掌業務について調査、審議するほか、所掌業務について管理者に報告するものとする。

(所掌業務)

第7条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

(1) 安全に関する事項

- ・事故及びヒヤリハット事例の収集、分析、再発防止策の検討、防止策の実施、防対策実施後の評価に関すること。
- ・リスクの把握、分析、再発防止策の検討・策定、防止策の実施、防止対策の実施後の評価に関すること。
- ・介護、医療安全対策のための職員に対する研修に関すること。
- ・介護、医療安全対策のために行う提言に関すること。
- ・介護、医療安全対策のための研修計画の検討及び実施、広報（開示を含む）に関すること。
- ・その他、介護、医療安全対策に関すること。

(2) 介護事故対応等に係る紛争対策について

介護事故に係る紛争対策は、施設内での事故発生時に迅速かつ適切な対応を行い、再発防止と信頼回復を図ること。

- ・状況の把握(事故経緯、関係者確認)をし、利用者、家族との信頼関係を維持しながら、事故後の対応を誠実に行うこと。
- ・紛争の再発防止の向けた分析と改善策の実施。
- ・職員への指導・研修を通じて対応力の向上を図る。
- ・事故報告書、経過報告書の作成と保管。
- ・必要に応じて行政、警察、報道機関への対応。

(個人情報保護)

第8条 委員は、個人情報保護のため以下の事項を遵守する。

(1) 委員は、委員会で知り得た事項に関しては、委員長の許可なく他にもらしてはならない。

- (2) 委員は、委員長の許可なく事故報告書、ヒヤリハット報告書、分析資料、委員会議事録、事故調査報告書等の事故、紛争、ヒヤリハット事例に関しての全ての資料を複写してはならない。
- (3) 委員は、委員長の許可なく事故報告書、ヒヤリハット報告書、その他統計分析資料等を研究、研修等で利用してはならない。

(報告システム)

第9条 報告システムを以下のとおりとする。

(1) 事故報告

施設内で介護・医療事故が発生した場合、当該事故に関与した職員は、応急処置またはその手配、拡大防止の措置および上司への報告など必要な処置をした後、速やかに別に定める「事故報告書」を委員長に提出する。事故報告を受けた職員は、直ちに施設長（施設長が何らかの理由により不在の場合は、予め定められた順位の者）に報告し、施設長は委員長および所要の職員に事故内容を伝達するとともに対応を指示する。事故対応終了後、委員会は当該事故の評価分析を行う。

(2) ヒヤリハット報告

施設内でヒヤリハット事例が発生した場合は、関係した職員は別に定める「ヒヤリハット報告書」を作成し、委員会に報告する。委員会は報告されたヒヤリハットを取りまとめる。また「ヒヤリハット報告書」は個人情報保護法に配慮した形で取りまとめの上、関係職員で共有し、介護、医療事故、紛争の防止に積極的に活用する。なお、ヒヤリハット事例を出した者に対し、当該報告を提出したことを理由に不利益処分を行わない。

(職員の債務)

第10条 職員は日常の業務において介護、医療の安全と安心を確保するために、利用者との信頼関係を構築するとともに、介護、医療事故の発生の防止に努めるものとする。

(記録の保管)

第11条 委員会の審議内容等、施設内における事故に関する諸記録は、利用者との契約終了後2年間保管する。

(指針等の見直し)

第12条 本指針等は委員会において定期的な見直しを行い、管理者の承認を得て改正を行う。

(附則)

2007年(H19)7月25日施行/2012年(H14)4月1日改訂/2022年(R4)4月1日改訂